

交通の新ルールです！

令和8年4月1日から

# 自転車の交通違反に

指導取締り対象年齢

**16歳以上**

# 青切符

(交通反則通告制度※)

が導入されます！



あきた交通安全大使  
相場 詩織さん

※ 交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に青切符が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

～対象となる違反行為の一例と反則金の額～

<p>携帯電話使用等 (保持) ※通話、画像注視</p> <p>12,000円</p>	<p>信号無視</p> <p>6,000円</p>	<p>通行区分違反 (右側通行) ※いわゆる逆走</p> <p>6,000円</p>	<p>指定場所一時不停止等</p> <p>5,000円</p>
<p>無灯火</p> <p>5,000円</p>	<p>公安委員会遵守事項違反 ・傘差し運転 ・イヤホン使用</p> <p>5,000円</p>	<p>並進禁止違反</p> <p>3,000円</p>	<p>交通安全に関する情報</p> <p>秋田県警察 ~Akita Prefectural Police~</p>

止まって下さい！

※ただし歩行者や他の車両に、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な場合に限る